

2009年11月27日
パナソニック株式会社
モータ社
産業モータビジネスユニット

**モータ社 FA・一般産業用モータホームページ 輸出について
「技術判定資料」発行依頼に関するお知らせ**

拝啓 晩秋の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、首記の件につきまして、下記の通り変更致したく、ご連絡申し上げます。
何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 背景

現在、当社標準機種(カタログ掲載機種)に関する「技術判定資料」の発行については、ホームページよりダウンロードにてご対応いただいておりますが、特定カスタム向け商品や標準品の一部特定要望に対しては、今なお FAX で発行のご依頼をいただいております。最近では、FAX よりメール回答を優先されるお客様が多くなっているため、今後はメール要望にも対応していくこととします。

2. 変更内容

ご活用いただいております当社ホームページの問い合わせサイトと同様の形式で、「技術判定資料」発行の新規専用サイトよりご依頼をいただくこととなります。回答につきましては、メール対応とさせていただきます。ただし、当社標準品の「技術判定資料」につきましては、従来通りホームページよりダウンロードにてご対応いただけます。

現行

ホームページなどから下記の用紙を印刷し、
FAX でモータ社に依頼

モータ社 ダイレクト営業グループ 行き (ネットワーク監視対応)

ご輸出 会社名 輸出先 輸出先住所 輸出先電話番号 輸出先FAX 輸出先Eメール 輸出先担当者 輸出先部署 輸出先所属 輸出先住所 輸出先電話番号 輸出先FAX 輸出先Eメール

「技術判定資料」発行依頼書

下記の項目を輸出するに際し、輸出先担当者等へに関する技術判定資料の発行を依頼します。尚、輸出に際しては、安全対策輸出管理関係法令を遵守した輸出許可等の必要な手続を履行いたします。

ご依頼者様ご記入欄

ご依頼者様所在地 (宛先住所記入)

会社名: 〇〇
責任者: 〇〇
電話: 〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇
FAX: 〇〇-〇〇〇〇

1. 記入事項

・商品名: 〇〇
・品番: 〇〇
・特記事項: 〇〇

2. 輸出の概要

・輸出者名: 〇〇
・輸出最終品名: 〇〇
・用途 (具体的に): 〇〇
・依頼 発注者名: 〇〇
・最終仕向地 (国名): 〇〇
・数量: 〇〇
・輸出時期: 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

3. 書類の希望納期: 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

4. その他

※2002年4月発行のネットワーク監視対応により本用紙は必ずご記入願います。



変更後

専用サイトで必要事項を記入の上、依頼

Webフォームのスクリーンショット。項目は以下の通り:

- 001 依頼者情報 (会社名、住所、電話番号、FAX、Eメール)
- 002 依頼内容 (商品名、品番、用途)
- 003 輸出の概要 (輸出者名、最終品名、用途、数量、輸出時期)
- 004 書類の希望納期
- 005 その他

注) 従来、発行依頼の際、輸出概要に関する記載をお願いしていましたが、今回より輸出責任は、輸出者で管理することを了解いただく前提で問い合わせフォームより削除しました。

パナソニック株式会社 モータ社

3. 発行依頼方法とご注意事項

ご利用いただく前に、下記 URL をご参照いただき、以下をご確認ください。

http://industrial.panasonic.com/jp/i/25000/n_fa_export/n_fa_export.html

- ・「該非判定資料の閲覧方法と注意事項」の PDF ファイルをよくお読みください。
- ・判定書をご希望の方は「技術判定資料ご希望の方」をクリックして「技術判定資料」発行依頼の新規専用サイトよりログインして下さい。初めての方は、メールアドレスをご登録いただくこととなります(下記「ログイン画面」をご確認ください)。
- ・ログイン後、「技術判定資料」発行依頼画面より必要事項をご入力いただき、送信していただきます(下記「技術判定資料の依頼方法」と次頁「入力画面」をご参照願います)。数分後に受付完了メールを送信させていただきますので、メールのご確認をお願いいたします。
- ・回答には1週間ほど時間を要しますので、早めのご依頼をお願いいたします。

② ログイン画面

発行依頼画面の前に、お問い合わせをご利用になる前にお読みいただくページとログインのページがあります。

ご一読いただき、同意するにチェック後、次へと進んでください。

2回目以降の方は上の段から初めての方は、お手数ですが下の段から次へと進み、顧客登録をしてください

2回目以降の方

初めての方

4. 技術判定資料の依頼方法

① 「技術判定資料」発行依頼画面へ
申し込み画面から必要事項を入力してください。

技術判定資料ご希望の方をクリックします。

ご利用前には、「該非判定資料の閲覧方法と注意事項」をよくお読みください。
 該非判定資料の閲覧方法と注意事項 [PDF: 961 KB]
 「輸出貿易管理令別表第1の第1項から第16項」非該当機種一覧 [PDF: 1,061 KB]
 (2009年11月1日更新:平成21年10月1日施行の政令対応)

当機種一覧は「パナソニック モーター産業 モータービジネスユニット」の製品を輸出貿易管理令別表第1の第1項から第16項による判定結果をまとめられる方々の輸出関連資料として、また社内管理用に、ご利用いただけるよう作成したものです。必要に応じてプリントアウトしてご利用ください。
 また、一覧に記載の無い機種について「技術判定資料」が必要な場合は、「技術判定資料ご希望の方」をクリックし、必要事項を入力後送信してください。

技術判定資料ご希望の方
 商品別一覧または上記一覧記載外の機種の判定資料をご希望の場合ご利用ください。また、ご利用前には必ず「該非判定資料の閲覧方法と注意事項」をお読みください。

③ 入力画面

この部分は、次の点に気をつけて入力漏れの無いようにお願いします。

[Q1]～[Q2]は、未使用。
 [Q3] 書ける範囲で書いてください。
 [Q4] 何も記入のない場合は、**[不要]**と判断します。
 [Q5] 1週間程度みてください。
 [Q6] 判定対象品番を全て記入してください。
 複数の場合は、**スペース**を入れて、続けて入力してください。カンマは使用禁止です。
 [(例)AAAA0000 BBBB1111 CCCC3333]
 また、連絡事項のある場合もメッセージをここにご記入ください。
代理店様が、お客様に代わり申し込まれる場合は、Q7～Q11にお客様の情報をご入力ください。その場合、送り先がどちらかQ6の欄に明記してください。

[Q7]～[Q11] 下のご担当者様の情報と送り先が異なる場合は必ずご記入ください。
 また、**電子メールアドレス**も忘れずご記入ください。

必要事項のご記入漏れがある場合、判定資料の作成ができない場合があります。記入漏れの無いようよろしくお願いします。

「技術判定資料」発行依頼画面

★は必須入力項目

■お問い合わせ内容、当社からの質問

Q1 お問い合わせ種別 ★ その他

Q2 対象商品 (分野 ★) モーターコンプレッサ
(品番など)

Q3 ご使用予定の輸送機器: 重量だけが結構ですので是非お知らせください!

Q4 取組状況(機、手帳どちらかを記入してください)

Q5 判定完了希望日

Q6 お問い合わせ内容(詳細) ★ できるだけ具体的に記入ください

※記入しなければ、下記の質問にもお答えください

Q7 送り先の会社名/部署/役職

Q8 送り先のご担当者名

Q9 送り先の電子メールアドレス

Q10 送り先の郵便番号/住所

Q11 送り先の電話番号

■当社とのお問い合わせがある場合(ある場合は、できるだけご記入ください。)

当社営業用名または販売店・PC店名

担当名

■弊社に担当者の情報

会社名 ★

部署 ★

役職

ご担当者名 ★

電子メール

お電話番号(半角) ★

Fax(半角)

郵便番号(半角)

弊社の所在地(国または地域) ★

弊社の所在地 ★

業種

職種

この部分は、顧客登録された内容が反映されます。記述漏れがある場合は追記してください。

(注) 上記“入力画面”左側の[Q1]～[Q11]は、右側の[Q1]～[Q11]を指していますので、ご注意ください。

4. 変更時期

輸出についての画面を2009年11月30日より変更します。

5. その他

「技術判定資料」発行依頼については、FAXでも当分の間、対応させていただきますが、2010年4月1日よりメールのみの対応とさせていただきます。

(参考)

- ① 下記 URL は、当社標準品のうち非該当と判定した機種一覧となります。
http://industrial.panasonic.com/jp/i/25000/n_fa_export/n_fa_export/pdf/export.pdf
 - ・一覧表に未掲載の機種や特定カスタム向け商品につきましては、お手数ですが、「技術判定資料」発行依頼画面よりご依頼をお願いいたします。
 - ・特定カスタム向け商品の「技術判定資料」につきましては、そのカスタムからの依頼のみ対応させていただきます。
- ② 上記 URL の 4～5 頁の変更履歴には、今回の見直し内容を列挙しています。
 (社内判定検討項番を整理して社外通知項番を削減しました)
- ③ 社外通知判定書は当社商品別の 4 つの商品群にまとめております。

以上